

発 議	平成 2 5 年 6 月 2 7 日	施行取扱	
決 裁	平成 2 5 年 月 日	保存年限	永年・ 10年 ・5年・3年・1年・()
施 行	平成 2 5 年 月 日	情報管理	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 (<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 時限) <input type="checkbox"/> 非開示 (非開示解除)
文書記号	蘭 号	起案者	所 属 総務課 職氏名 総務課長 山内 勲
<p>町 長 副町長 課 長 参 事 係 長 係</p> <p>     係</p>			
合 議			
施行上の 留意事項 (記載者押印)			
件 名	星野リゾート (大湯沼開発) への文書回答について		
<p>このことについて、6月24日に開催されました町議会全員協議会においていただいた意見等を参考に検討した結果、雪秩父については今後とも町で運営していくこととし、別紙のとおり(株)星野リゾートへは文書で町の意向を回答してよろしいか伺います。</p>			

謹啓 初夏の候 貴職におかれましては、益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。

この度は、当町の大湯沼の泉質と周辺環境の可能性を高く評価いただき、当地での温泉宿泊施設の開業を希望されまして、社長自らが二度にわたってご来町のうえ事業の概要やスケジュール等をお話しいただきその強い御意向を感じたところですが、私どもといたしましても、蘭越町の貴重な財産であるという認識から、団体意志の決定機能を有する町議会の皆様からのご意見・ご助言を伺ったところ、学術的にも珍重される「黄色球状硫黄」が見られる大湯沼は、多くの町民が貴重で希少な町の財産であると感じられていくことを踏まえ、これまでも厳しい経営状況の中で国民宿舎雪秩父やチセヌプリスキー場を町が運営してきたことに意義と誇りをもって、今後とも身の丈にあった施設で町が守っていくことが良策ではないかという意見が多くあり、私自身も改めて町の貴重な観光資源であるという意を強くしたところでございます。

同時に、全国で三十箇所もの事業を展開しておられ、経験と実績のある星野ブランドのおめがねにかなったということからしても、大湯沼周辺のポテンシャルの高さを再認識させていただいたところです。

これらのことを念頭に、内部でも検討に検討を重ねた結果、今回の星野様から打診のあったご要望にはお応えできないことを略儀ながら書面をもちましてご返事申し上げます。

末筆ではありますが、貴社の益々のご発展を衷心よりお祈りいたします。

謹白

平成二十五年六月二十八日

蘭越町長 宮谷内 留 雄

株式会社 星野リゾート

代表取締役社長 星野 佳路 様

公文書一部開示決定通知書

蘭 観 号
令和3年4月 2日

野 村 一 也 様

蘭越町長 金 秀 行



2021年3月24日付けで請求のありました公文書の開示について、次のとおり一部を開示することと決定しましたので、蘭越町情報公開条例第13条第3項の規定に基づき通知します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	雪秩父が建替えられる前、星野リゾートが雪秩父の運営について提案した内容に関する以下の文書。 1)建物の建築主体・費用・所有・運営の提案内容を示す文書 2)対応記録や議会議事録等、提案に対し、町が意思決定プロセスおよび結果を示す文書	
2 開示の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 郵送	
3 開示の日時	令和3年4月 9 日 午後 2 時	
4 開示の場所	蘭越町役場内 (商工労働観光課)	
5 開示しない部分の概要及び理由	概 要	個人の氏名
	理 由	蘭越町情報公開条例第10条第1号
6 開示しない部分を開示することができる期日	年 月 日	
7 担 当 課 等	商工労働観光課(内線1912)	
8 備 考		

注1 当日都合が悪い場合又は不明な点がありましたら担当課に連絡願います。

2 開示を受ける際は、この通知書を提示してください。

3 6の欄は、開示することができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求してください。

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、蘭越町長に対して、審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、蘭越町を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。